

2008SNA勧告各項目の整理表

平成26年 7月 4日
内閣府
経済社会総合研究所
国民経済計算部

<p>【凡例】 Annex3番号 B：統計単位の明確化と制度部門における改定事項、C：生産境界を含む取引範囲の詳述 D：資産、資本形成、固定資本減耗などの概念の拡大と詳述、E：金融商品と金融資産の扱い及び定義に対する追加改良点 F：政府と公的部門に関する取引範囲の詳述、G：SNAとBPM6の概念と分類の調和、O：Annex3に記述がないもの</p> <p>対応の方向性(事務局としての整理を示したもの) ○：次回基準改定で対応する方向のもの(一部対応を含む) ●：現行JSNAで既に対応済と整理でき(一部対応済を含む)、次回基準改定で特段の対応しない方向のもの。我が国に事例がないものも含む ×：現行JSNAで対応しておらず、次回基準改定でも対応困難なもの</p>
--

Annex3 番号	勧告名	勧告の概要	主要計数 への影響 (概念上)	対応の 方向性	諸外国 の取扱
B01	付随的活動を行う生産 単位が別個の事業所と みなされるケース	○付随的活動のみを行っている単位の活動が、統計的に容易に観察可能である場合、または、親事業所とは地理的に異なる場所に位置している場合には別個の事業所とみなす。	—	●	豪州×
B02	親会社と異なる経済の 居住者でない限り、見 せかけの子会社は制度 単位と扱わない	○親会社が完全に所有し、税制等の利点のために、親会社又はグループ内の他の法人企業に業務を提供するために作られた「見せかけ子会社」は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない(親会社と連結する)。	—	●	
B03	制度単位として認識される 非居住者単位の支店	○非居住者の所有する非金融法人企業について、所在国において長期間、財貨・サービスの生産に携わり、所在国の所得税法に従う場合、支店として認識し、制度単位として扱う。	—	●	豪州○
B04	複数領域で活動する企業 の居住地の明確化	○多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行う企業について、各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、その居住地を決定するための指針を提供。	GDP	●	
B05	特別目的実体の認識	○専属金融機関、見せかけの子会社、政府の特別目的単位のいずれかに該当しない特別目的実体は、主活動に従って適切な部門・産業に割り当てる。	—	●	豪州○
B06	金融機関部門に割り当て られる持株会社	○持株会社(子会社の資産は保有するが、管理活動は行わない)は、その子会社が非金融法人であっても金融機関(専属金融機関)に分類。	—	●	豪州×
B07	子会社が主として属する 制度部門に割り当てられる 本社	○本社(会社の他の単位の監督・管理を行い、戦略的・組織的な計画立案や意思決定の役割を担い、運営上の支配権の行使を行う)は、子会社の産出の形態に応じて部門分類を行う(子会社が主として金融機関に属する場合、金融機関(細分類は金融補助機関)に分類)。	—	○	豪州○
B08	非営利団体に係る内訳部 門の導入	○法人企業部門及び一般政府部門に位置付けられる非営利団体を別個に認識し、対家計民間非営利団体と合わせた全ての非営利団体の活動を要約した補足表を新たに作成する。	—	○	豪州○
B09	金融サービスの定義の拡 大	○金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、金融サービスの定義を明確化する(証券・外国為替取引等に関する暗黙的手数料の取扱いを含む)。	GDP、家計貯蓄率	●	
B10	金融機関の内訳部門を改 定し、金融サービス・市 場・商品の発展を反映	○金融機関の内訳部門を、①中央銀行、②預金取扱機関、③MMF、④非MMF投資信託、⑤保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関、⑥金融補助機関、⑦専属金融機関および貸金業、⑧保険会社、⑨年金基金の9部門に細分化する。	—	○	豪州○ カナダ○ 米国○

Annex3 番号	勧告名	勧告の概要	主要計数 への影響 (概念上)	対応の 方向性	諸外国 の取扱
C01 D02	研究開発(R&D)の資本化等	○R&Dは、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分される。 ○R&Dの産出は、購入(外注)の場合は市場価格で評価し、自己勘定で行う場合は生産費用総額に、生産に用いた固定資産の資本収益分(固定資本収益(純))を加えて評価する。政府や大学、非営利の研究機関等で行う場合は非市場産出として固定資本収益(純)を除く生産費用総額で評価する。 ○R&Dは、その所有者に経済的利益をもたらすものであれば、総固定資本形成として扱われる。 ○資産分類では「生産資産」の「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」に計上される。 ○特許契約は、使用ライセンスの一形態で、サービスの支払または、資産の取得に対する支払として扱われる。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国○ 英国○予定
C02	FISIM(間接的に計測される金融仲介サービスの)計算方法の精緻化	○FISIMの計測は、自己資金による貸出を含め、全ての預金・貸出を対象とする。 ○信用リスクプレミアムの借り手側FISIMからの控除については国際的な議論が続いている。	GDP、家計貯蓄率	●	豪州○ 米国○ EU諸国○
C03	中央銀行の産出の明確化	○中央銀行が産出するサービスは、①金融仲介サービス(市場)、②金融政策サービス(非市場)、③監督サービス(市場/非市場)からなる。非市場産出は費用積上げで計測し、政府が最終消費するものとして記録するとともに、中央銀行から政府への同額の経常移転を擬制する。 ○中央銀行の設定金利と市場金利の関係によって、暗黙の税または補助金を記録し、中央銀行と政府との間の同額の経常移転を擬制する。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国○
C04	非生命保険サービス産出の記録の改善	○非生命保険のサービス産出額について、巨大災害が発生した場合に極端な動き(マイナス)になることを避けるため、調整された保険金の値等を用いて推計する。 ○巨大災害発生に伴う例外的に大きな保険金支払については、経常移転ではなく資本移転として記録する。	GDP、家計貯蓄率	●	豪州○ 米国○
C05	再保険を元受保険と同様に扱う	○再保険は元受保険と同様に扱う。再保険会社が産出するサービスは、元受保険会社による中間消費として扱う。	—	×	豪州○
C06	家計や企業による自己最終使用のための産出に資本収益を含める	家計や企業(市場生産者)によって自己最終使用のために生産された財貨・サービスの産出額の評価を行う場合は、比較可能な市場価格がなければ、その生産費用総額に、生産に用いた固定資産の資本収益分(固定資本収益(純))を加えることが適当である。(自己最終使用のための生産が非市場生産者によって行われる場合は、産出額の評価に固定資本収益(純)は含めない。)	GDP、家計貯蓄率	○	豪州○ 米国○
D01	経済的所有権の変更の導入	○所有権の定義の明確化のため、法的所有権と経済的所有権を区別し、資産は、法的所有者ではなく、経済的所有者の貸借対照表に記録する。	—	○	豪州○
D03	非金融資産の分類の改定	○「生産資産」「非生産資産」の内訳としての「有形」「無形」の分類を廃止等。(D02、D04、D05、D08、D09、D10、D11、D15等参照)	—	○	豪州○ カナダ○
D04	兵器システム支出の資本化	○戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平和時の使用が抑止力を提供するものであっても、継続して防衛サービス産出に使用されるため、固定資産に分類する。 ○ミサイル・ロケット・爆弾などの1回限り使用されるアイテムは、軍事在庫として扱う。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国○ 英国○予定
D05	資産項目「コンピューターソフトウェア」はデータベースを含むよう修正	○非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「コンピューターソフトウェア・データベース」を表章し、さらに「コンピューターソフトウェア」と「データベース」に分割表章する。 ○市場で購入したソフトウェアやデータベースは購入者価格で評価する。一方、自社開発されたものは推定された基本価格か、それが不可能であれば生産費用(市場生産者については固定資本収益(純)を含む)で評価する。 ○データベースについては、使用年数1年超のデータを有するものは、自社開発、市場購入を問わず、固定資産として扱う。	GDP	●	豪州○ 米国○
D06	オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する	○知的財産生産物について、オリジナルとコピーを別個の生産物として扱うことに関する指針(コピーが、完全に売り渡されたもので、1年を超えて生産に使用されると予想される場合には、固定資産として扱う等)を提供。	GDP	●	豪州○ 米国○ EU諸国○

Annex3 番号	勧告名	勧告の概要	主要計数 への影響 (概念上)	対応の 方向性	諸外国 の取扱
D07	資本サービスの概念の導入	○市場生産で使用する資産に関する資本サービスについて、資本の生産性計測等の観点から個別に計測し、参考表で表章。	(生産性)	○	豪州○
D08	所有権移転費用の扱いの精緻化	○所有権移転費用を総固定資本形成として扱うとともに、その償却については、当該資産の予測保有期間で償却するか、それができない場合は費用が生じるときに償却する。 ○終末費用は、資産の使用期間の所有者の数にかかわらず、資産の使用年数全体にわたって償却するか、それができない場合には費用発生時(解体時)に償却する。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国○ 英国○予定
D09	鉱物探査・評価	○鉱物資源の探査活動(生産資産)と資源そのもの(非生産資産)とを区別する。前者について、非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「鉱物探査・評価」という項目名とする。 ○鉱物探査・評価は、購入した場合は市場価格で評価し、自己勘定で実施する場合は、費用総額に固定資本収益(純)を上乗せして評価する。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国○
D10	土地改良	○土地改良を総固定資本形成として扱う(フロー勘定)。 ○貸借対照表においては、土地改良は、改良前の土地資産(非生産資産)と区別し、固定資産(生産資産)の内訳項目と扱う。 ○改良前の土地の価値と改良の価値を分離できない場合は、価値の大きい方に当該土地を配分する。土地に係る所有権移転費用は、土地改良に含める。	GDP	○	豪州○ カナダ○ 米国×
D11	のれんとマーケティング資産	○買入れののれんとマーケティング資産は、自然資源、契約・リース・ライセンスと並び、非生産資産の内訳項目の一つとして扱う。	—	×	豪州× カナダ× アメリカ×
D12	ある場合には水資源を資産として扱う	○採取目的で利用され、かつその希少性ゆえに所有権や使用権の行使や市場での評価、経済的支配が存在する場合において、水資源を資産として計上する。 ○水資源の定義について、地下水に加え、河川・湖・人工貯水池などにまで拡大する。	—	×	豪州×
D13	減耗の価格指数	○固定資本減耗を当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で測定する。	GDP	●	豪州○
D14	育成生物資源の定義を非育成生物資源と対称的にする	○「育成資産」を「育成生物資源」に名称変更するとともに、制度単位の直接の制御、責任と管理の下にある動物資源及び樹木、作物、植物資源のうち、繰り返し生産物を生み出すものについて、自然成長及び再生を生産として扱う等、定義を明確化する。	—	○	豪州○
D15	知的財産生産物の導入	○「無形生産資産」は「知的財産生産物」に名称変更し、概念を拡張する。研究開発、鉱物探査・評価、コンピューターソフトウェア・データベース、娯楽・文学・芸術作品の原本、その他の知的財産生産物に分類する。	—	○	豪州○ カナダ○ 米国○
D16	自然資源について資源リースの概念を導入	○自然資源の法的所有者が、賃借人に当該資産を自由に使用させ、見返りに定期的な支払いを得ることを可能とする取決めを自然資源リースとして認識する。当該資産は、賃借人によって使用されるとしても、賃借人の貸借対照表に記録する。また、借手から貸手に対する資源リースに係る定期的な支払いを財産所得(賃貸料)として記録する。	政府純貸出/ 純借入、家計貯蓄率	●	豪州○
D17	その他の資産量変動勘定の内訳項目の変更	○取引以外の資産の変動に関して考えられる原因をより構造的に把握するために、その他の資産量変動勘定の内訳分類を変更する。	—	●	豪州×
E01	現先取引の扱いの明確化	○現先取引は証券の売買ではなく資金貸借取引であり、貸手が担保として受け入れた証券を売却する場合、貸手の担保資産の売却価格と同額の負の資産を計上する。	—	●	豪州×
E02	雇用者ストックオプションの取扱い	○新たに雇用者ストックオプションの価値を捕捉し、実物勘定において雇用者報酬の一部として記録するとともに、金融勘定の「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」(「金融派生商品」から名称変更)等に計上する。	家計貯蓄率	○	豪州○ カナダ○
E03	ノン・パフォーミング貸付の扱いの精緻化	○ノン・パフォーミング貸付の定義を明確化するとともに、ノン・パフォーミング貸付について、主勘定においては名目価値で記録し、利子が発生しているものとして記録する。また、債権者の貸借対照表の参考系列として①ノン・パフォーミングと見られる貸付の名目価値、②同貸付の市場価値相当額を記載する。 ○参考系列は、金融機関と一般政府については記録。それ以外の部門は重要な場合に記載。	—	○	豪州○

Annex3 番号	勧告名	勧告の概要	主要計数 への影響 (概念上)	対応の 方向性	諸外国 の取扱
E04	保証(定型保証)の扱いの精緻化	○保証について、①金融派生商品の形態をとる保証、②大数の法則が働く定型保証、③偶発性の高い個別保証の3つに区分し、新たに②定型保証について、非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融勘定への記録を行う。	GDP、家計貯蓄率	○	豪州○ 米国×
E05	指数連動型債務証券の扱いの精緻化	○元本、クーポンあるいはその双方が特定の指数に連動し、発行時点ではその金額が確定されていない債券等について、広範なベースの指標に連動しているのか否かによって、元本、クーポン、価値の変動(キャピタルゲイン・ロス)の記録方法を精緻化する。	政府純貸出/ 純借入、家計貯蓄率	×	
E06	外国通貨に連動する債務証券の扱いの変更	○元本及びクーポンの支払が外国通貨に連動している債券等は、外国通貨建証券として分類する。為替の変動によるクーポンの変動は全額を利子として記録する。為替の変動による元本の変動は、キャピタルゲイン・ロスとして記録する。	政府純貸出/ 純借入、家計貯蓄率	●	
E07	非上場株式の評価の柔軟性	○非上場株式について、評価方法に関する複数の選択肢に基づき評価を行う。	—	●	豪州○ カナダ○
E08	不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う	○特定保管金口座を金融資産及び負債として扱う。資産項目としては、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」に分類され、その他の場合外貨預金として、「現金及び預金」の「その他預金」に分類する。	—	○	
E09	貨幣用金と金地金の定義の変更	○貨幣用金は、通貨当局によって所有される金地金及び非居住者の提供する不特定保管金口座から構成される。 ○準備資産として保有される金地金は、相当する負債がない唯一の金融資産として扱う。	—	○	豪州× 米国○ カナダ○
E10	特別引出権(SDR)の負債の認識	○国際通貨基金が発行する特別引出権(SDR)を、SDRを保有する国の資産及び制度の参加者に対する債権として扱う。SDRの配分および取消を金融取引として記録する。 ○SDRの資産および負債は個別に記録する。貨幣用金およびSDRを、それぞれ内訳分類として表章する。	—	●	豪州× 米国○ カナダ○
E11	インターバンク・ポジションの記録	○銀行間で行われる預金や貸出・借入について、銀行が行う金融仲介活動とは異なる経済的な意味合いを持つことを踏まえ、これらの取引・資産を「インターバンク・ポジション」として、その他の預金や貸出・借入から分離して記録する。	—	○	豪州×
E12	証券貸借と金貸借に係る支払手数料	○証券・金の貸借取引において用いられる証券や金の所有者に対する全ての支払手数料は利子として扱う。	—	●	
E13	金融資産の分類の改定	○金融市場の革新を反映し、金融資産の分類を変更する(「株式以外の証券」→「債務証券」への変更、「金融派生商品」→「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」への拡充等)。	—	○	豪州× カナダ× 米国○
E14	経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別	○賃借人が資産の経済的な所有者か否かによって、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別し、前者は金融取引、後者はサービス取引として扱う。	GDP	●	豪州○ カナダ× 米国○ 英国○
E15	年金受給権の記録に係る勧告の変更	○社会保障としての年金受給権について、参考表において、家計に対する負債として認識する。	—	○	豪州× 米国×
		○確定給付型の企業年金について、発生主義に基づき保険数理的に計算された年金受給権等を記録する。	家計貯蓄率		
F01	民間/公的/政府部門の境界の明確化	○市場生産者と非市場生産者、公的企業と民間企業を区別するための指針(決定樹)を提供する。	GDP、政府純貸出/ 純借入	●	豪州○ カナダ○ EU諸国○
F02	再生機構の扱いの精緻化	○再生機構の分類(一般政府/金融機関)に関する指針を提供する。	政府純貸出/ 純借入	●	
F03	政府発行許可証の取扱いの明確化	○政府が、特定の活動に従事しようとする主体に対して厳密に数を制限した形で発行する許可証が、政府が所有する資産を使用するものでなければ、許可証への支払を税と扱う。ただし、ライセンス(政府許可証)が合法的に第三者に譲渡可能なら非生産資産として扱う。	—	●	
F04	公的法人企業の例外的支払は持分の引出しとして記録	○蓄積準備金または資産の売却によって、公的法人・準法人企業が例外的な支払いを行う場合「持分の引出し」として記録する。法人企業の事業者所得による定期的分配のみを「配当」として記録する。	政府純貸出/ 純借入	○	カナダ○

Annex3 番号	勧告名	勧告の概要	主要計数 への影響 (概念上)	対応の 方向性	諸外国 の取扱
F05	公的準法人企業への例外的支払は資本移転として記録	○累積赤字を補うための政府からの公的法人・準法人企業に対する例外的支払いは「資本移転」として扱う一方、財産所得の形で将来収益を期待して行う政府からの例外的支払いは「持分の追加」として扱う。	政府純貸出/ 純借入	○	カナダ○
F06	税の発生主義による記録	○税を発生主義に基づいて記録。その際、税支払いの確実性や、課税の時期等を考慮(将来納付される予定の金額は未収金、滞納されかつ将来的にも納税される見込みのない課税額は未収金に計上しない)。	—	●	豪州○ カナダ○ 米国○ 英国○
F07	税額控除	○税負担を上回る税額控除による政府の支払いは、グロスで記録する。	—	● (将来導入された場合○)	米国○
F08	官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化	○官民パートナーシップで創設した固定資産について、民間と公的のどちらを経済的所有者とするかの指針を提供する。	GDP、政府純貸出/ 純借入	×	英国○
F09	保有利得税	○保有利得税は引き続き、所得・富等に課される経常税に含めるとともに、重要であれば別個の細分類項目で記録する。	—	●	豪州○
G01	経済的所有権の変更の導入	○二か国以上で活動する主体をどの国の居住者とするかに関する基準として、「経済的利害の支配的中心」の概念を導入する。	—	●	豪州○
G02	個人の居住地変更	○個人が居住地とする国を変更するときには、当該個人が所有する金融資産、非金融資産、負債の所有権の変更を伴わないものとする。このため、売買取引や資本移転は記録せず、その他の資産量変動として扱う。	—	●	
G03	加工用に海外に送られた財貨の所有権変更ベースでの記録	○加工用の財貨について、財貨を所有する国と加工サービスを提供する国との間の財貨のフローは、財貨の輸出入としては記録せず、財貨を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。	—	○	豪州○ カナダ× 米国×
G04	仲介貿易	○製造業や卸売、小売業等が仲介貿易を手掛ける場合、財貨の取得を「負の輸出」に、財貨の販売を「正の輸出」に記録する。両者の差額は財貨の輸出として記録される。	—	○	豪州○ カナダ× 米国×
O01	投資信託に係る留保利益の扱い	○投資信託の留保利益を財産所得(投資信託投資者に帰属する留保利益)の受払いとして記録し、金融勘定において投資者が同額を再投資するものと擬制する。	家計貯蓄率	○	豪州○
O02	排出権取引の扱い	○国内のキャップ・アンド・トレードの下で政府が発行した排出権は、有償で付与した場合は、排出が生じた時点で、生産に課される税として記録する。政府による税の実際の受取と排出のタイミングの差によって、政府の負債(税の前受金)、排出権所有者の金融資産(税の前払金)が発生する。 ○排出権の市場価値と排出権所有者の税の前払金の差は、非生産資産として記録。	—	●	EU諸国○ 予定